

【注意事項について】

- ◆ この申請が「被保険者」にかかる申請であるときは、⑥は「該当せず」と記入してください。
- ◆ 傷病が第三者の行為によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」を組合に請求のうえ、作成してこの申請書に添付してください。
  - ※ 「第三者の行為」とは次のようなケースです。
    - ・相手のある交通事故による負傷
    - ・不当な暴力、傷害行為による負傷
- ◆ 訂正するときは、必ず二重線で抹消し、訂正してください。修正液等は使用しないでください。
- ◆ ⑱は個人口座へ振込みを希望される場合は、被保険者（申請者）の口座について記入してください。なお、被保険者（申請者）以外の口座へ振込みを希望される場合は、⑲の委任状欄に記入をし、⑱に受領代理人の口座を記入してください。

【添付書類について】

申請理由	添付書類
緊急またはやむを得ない事由により、保険証を窓口で提示できなかったとき	①診療報酬明細書（レセプト）原本、または療養費支給申請書の右面にある領収（診療）明細書に証明を受けたもの ②領収書原本
以前に加入していた健康保険の保険証を使用したとき	①診療報酬明細書（レセプト）写し ②医療費を返還した際の領収書原本
治療用装具（コルセット、ギプス等）を作成したとき	①保険医の意見書原本（医師が治療上装具を必要と認め、かつ装着日の確認できる証明書）、または療養費支給申請書の右面にある治療用装具を必要とする意見書に証明を受けたもの ②領収書（明細書・内訳書）原本 ③靴型装具作成の場合は、装具の現物写真（全体がみえるもの）
小児弱視等の治療用眼鏡等を作成したとき（9歳未満）	①保険医の治療用眼鏡等の作成指示書（または病名の記載がある処方箋）等写し ②検査結果写し（①に記載がある場合は不要） ③領収書原本（対象者の氏名、治療用眼鏡代の記載のあるもの）
四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき	①保険医の弾性着衣等の装着指示書原本 ②領収書（明細書・内訳書）原本
生血	①保険医の輸血証明書原本 ②領収書原本

- ◆ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧、海外療養費については、別の申請書になります。